

概要版

狛江市 総合基本計画

第4次基本構想・前期基本計画（第2期総合戦略）



令和2年3月
狛江市

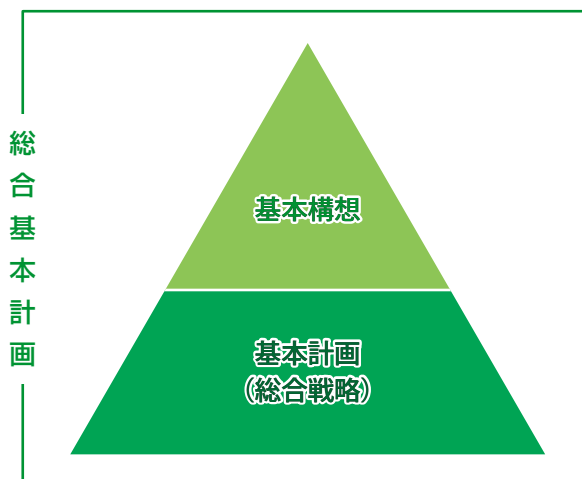
1 総合基本計画の構成

総合基本計画は、市のまちづくりにおける最上位計画として、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ長期的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

「狛江市総合基本計画」は、「基本構想」と「基本計画」の2層から構成されています。

「基本構想」は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものです。

「基本計画」は、市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものです。また、基本計画については、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく各市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(狛江市総合戦略)と、その目的や施策等が重複・類似することから、狛江市第2期総合戦略としての役割を兼ねるものとします。



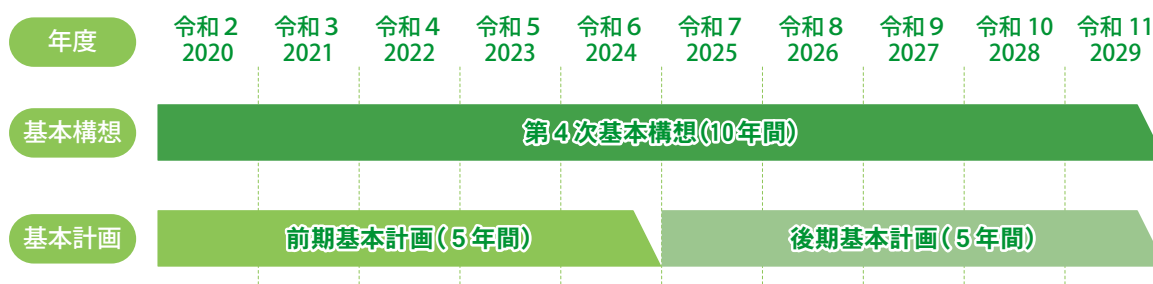
2 総合基本計画の計画期間

市では、平成21(2009)年度に将来都市像を「私たちがつくる水と緑のまち」とする「第3次基本構想」を策定するとともに、その実現に向けた基本計画である「第3次基本構想前期計画」を策定しました。また、平成24(2012)年度には「第3次基本構想後期基本計画」を策定し、まちづくりを進めてきましたが、この度、新たな総合基本計画として、「第4次基本構想」及び「前期基本計画」を策定しました。

「基本構想」の計画期間は10年間、「基本計画」の計画期間は「基本構想」を前期・後期に分け、それぞれ5年間とします。

「第4次基本構想」は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間の計画です。

「前期基本計画(第2期総合戦略)」は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画です。



第4次基本構想については、狛江市総合基本計画条例に基づき、令和元(2019)年10月に市議会の議決を経て策定しました。

ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

これまで狛江市の将来都市像として掲げてきた「私たちがつくる水と緑のまち」に込められた想いを引き継ぎ、更に成長・充実させていくという想いを込めて、将来都市像を「**ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～**」とし、市民、議会及び行政が一体となってその実現を目指します。

「**ともに創る**」には、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められています。

「**文化育むまち**」には、都心に近いながらも豊かである「水と緑」を大切にする想いや、コンパクトさを活かした市民同士のつながりや絆等、狛江で生まれ、受け継がれてきた「狛江らしい」、「狛江ならではの」文化をより一層育み、次世代に引き継いでいくことで、愛着や誇りを持てる魅力あるまちを目指していくという想いが込められています。

「**水と緑の狛江**」には、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区に代表される狛江の貴重な財産である自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かすことで、潤いや安らぎを与えてくれる自然環境と、いつまでも住み続けたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていくという想いが込められています。

また、昭和50(1975)年に策定された基本構想から40年以上に渡り、脈々と受け継がれている「水と緑」への想いを大切にし、引き継ぐとともに、更に成長・充実させていきます。

4 分野別のまちの姿

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、8つの「分野別のまちの姿」を定め、各分野のまちづくりを進めていきます。

なお、各分野のまちづくりに共通する重要な視点である2つの「まちづくりの視点」を核として実施していきます。



1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

地域で安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う、人権を尊重する気持ちが地域全体に広がることが大切です。

そのため、年齢や性別、障がいの有無や異なる文化・価値観等を認め合う「男女共同参画社会」や「多文化共生社会」といった、多様な主体がお互いを尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことができる「**人権が尊重されるまち**」を目指します。

また、市民が主体となったまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自治意識や地域の連帯感を高めていくことが大切です。

そのため、多くの市民や団体等が積極的にまちづくりに参加できる様々な機会を設けるとともに、必要な情報発信を行い、多様な主体が活発に活動することができる「**市民が主役となるまち**」を目指します。また、地域に潜在している市民活動に関心のある方や様々なスキルやつながりを持った方を掘り起こし、協働の裾野を広げていく仕組みづくりを推進していきます。

施策1-① 平和の希求・人権の尊重

- 方向性1 平和に対する意識啓発
- 方向性2 人権が尊重される環境づくり
- 方向性3 男女共同参画社会の推進
- 方向性4 多文化共生社会の推進



施策1-② 市民参加・市民協働の推進

- 方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり
- 方向性2 協働の裾野の拡大
- 方向性3 市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化

施策1-③ 市政情報の共有

- 方向性1 発信力の強化・双方向による共有
- 方向性2 情報公開の推進



2 安心して暮らせる安全なまち

防災・防犯に対する意識が高まっている中、被害を最小限に抑え、市民の生命や暮らしを守っていくことが大切です。特に狛江市においては、昭和49(1974)年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害についても決して忘れてはなりません。

防災対策については、市民一人ひとりの防災意識が向上し、自らが備える「自助」に加え、地域で支え合う「共助」の重要性をより一層意識するとともに、他自治体等との連携強化や耐震化の推進等の「公助」にもこれまで以上に取り組むことで、災害に強いまちを目指します。

また、防犯対策については、都内区市におけるトップクラスの刑法犯認知件数の少なさを今後も維持していくとともに、防犯意識の啓発や地域の防犯活動の充実等にこれまで以上に努めることで、犯罪が未然に防止され、犯罪の少ない安全なまちを目指します。

防災・防犯施策を充実・強化し、災害に強く、犯罪の少ない安全なまちづくりを市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって実施することで、「安心して暮らせる安全なまち」を目指します。

施策2-① 防災体制の充実

- 方向性1 自助・共助活動の促進
- 方向性2 防災機能の強化
- 方向性3 風水害に対する備えの強化
- 方向性4 避難行動要支援者等への支援

施策2-② 防犯対策の強化

- 方向性1 防犯意識の向上
- 方向性2 地域の防犯体制の充実
- 方向性3 特殊詐欺被害防止に対する取組の強化



3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

まちのにぎわいを創出するためには、地域に根差し、市民に愛されている農商工業の果たす役割はとて大きく、これらの産業を支援・育成することで、地域の活性化を図っていくことが大切です。

そのため、近年減少傾向にある農地の保全や狛江ブランド農産物の推進、市民が農業に親しみ、触れ合える場を充実させる等、「農業振興」を図っていくとともに、市民生活の支えとなる商店街への支援や駅周辺を中心とした活気づくり、地域の経済基盤の強化や活性化に向けた取組への支援を行う等、「商工業振興」を図っていくことで、「活気にあふれ、にぎわいのあるまち」を目指します。

また、狛江の特性であるコンパクトさや都心からの利便性、「水と緑」や古墳・史跡等の地域資源を最大限に活用するほか、新たな魅力の掘り起こしや創出にも取り組んでいきます。さらに、それらの魅力を市内外に広く効果的に発信する等、シティセールスの推進に取り組み、まちのイメージ向上を図ることで、人を呼び込み、持続的なまちの成長につなげていきます。

施策3-① 魅力の創出・向上・発信

- 方向性1 魅力の発掘・創出
- 方向性2 魅力の向上
- 方向性3 魅力の発信



施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進

- 方向性1 地域コミュニティ活動の活性化
- 方向性2 地域・地区センターの活用
- 方向性3 都市間交流の推進

施策3-③ 商工業の振興

- 方向性1 市内消費の拡大及び商業の活性化
- 方向性2 中小企業への経営支援
- 方向性3 創業支援の充実
- 方向性4 消費生活の安定と向上



施策3-④ 都市農業の推進

- 方向性1 ブランド力の向上
- 方向性2 農業経営の支援
- 方向性3 地産地消の推進
- 方向性4 農業と触れ合う機会の拡充



4 子どもがのびのびと育つまち

核家族化や共働き家庭の増加等、家族形態が多様化している中で、それぞれの考え方や価値観を尊重しつつ、安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが大切です。

そのため、切れ目のない子育て支援体制の構築や子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が孤立しないよう、地域で温かく見守り支えることで、住み続けたいと思ってもらえるような「子どもがのびのびと育つまち」を目指します。

また、子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自ら進んで考え、判断し、生きる力と豊かな心を育むとともに、支援を必要とする子ども一人ひとりの学びと成長を保障することができるよう、必要な教育環境の整備を進めていきます。

さらに、次世代を担う青少年が社会の一員としての自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、また、地域で活躍できる人材となるよう、心身共に健やかに育つための環境づくり等について、家庭、学校、地域、行政が一体となって推進していきます。

施策4-① 地域社会で支える子育て

- 方向性1 地域の中でゆるくつながる仕組みづくり
- 方向性2 地域で支え合う子ども・子育て支援

施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援

- 方向性1 放課後の活動場所の充実
- 方向性2 居場所づくりの推進
- 方向性3 成長や発達に応じた育ちの支援
- 方向性4 子どもの権利擁護と支援体制の充実

施策4-③ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援

- 方向性1 切れ目のない支援体制の確立
- 方向性2 妊娠・出産・乳幼児期への支援の充実
- 方向性3 子育て家庭への支援の充実
- 方向性4 保育環境の充実

施策4-④ 学校教育の充実

- 方向性1 生きる力をはぐくむ教育の充実
- 方向性2 個々に応じた教育の推進
- 方向性3 安心・安全な学校生活のための基盤整備



5 いつまでも健やかに暮らせるまち

住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。

そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指します。

また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいきます。

施策5-① 地域共生社会づくりの推進

- 方向性1 地域で支え合う仕組みづくり
- 方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築
- 方向性3 多職種連携による包括的な支援
- 方向性4 社会参加・生きがいつくりの推進



施策5-② 健康づくりの推進

- 方向性1 健康意識の向上と支援
- 方向性2 心の健康づくり
- 方向性3 地域医療体制の充実
- 方向性4 疾病予防対策の充実



施策5-③ 高齢者への支援

- 方向性1 支え合い体制の構築
- 方向性2 地域で暮らすための生活支援
- 方向性3 介護予防・生きがいつくり
- 方向性4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進

施策5-④ 障がい者への支援

- 方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備
- 方向性2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化
- 方向性3 社会参加・就労の促進

施策5-⑤ 生活困窮者への支援

- 方向性1 相談・支援体制の充実
- 方向性2 適性に応じた就労・自立への支援
- 方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止



6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

市民が生涯を通じて学び、芸術文化活動やスポーツ活動を始めとする様々な活動に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切です。

そのため、生涯を通じて学ぶことができるよう、自主的な活動の機会や居場所の充実を図るとともに、狛江ならではの芸術文化の更なる醸成に向けた取組等を行っていきます。また、年齢や障がいを問わず、スポーツをいつでも気軽に楽しむことができる機会づくりについて、団体や事業者、行政が連携して取り組み、市民が心身共に健やかな生活を送ることができる環境を整えることで、「**生涯を通じて学べるまち**」を目指します。

さらに、市内に数多くある古墳や史跡等の狛江の歴史について、市民が身近に触れ、親しむことができる環境づくりや次世代に継承する取組を行う等、狛江への愛着や誇りを持てるような「**歴史が身近に感じられるまち**」を目指します。

施策6-① 地域における学びの充実

- 方向性1 学びの環境づくり
- 方向性2 生涯を通じた学びの実現
- 方向性3 学びを活かす機会の充実



施策6-② 芸術文化・スポーツの振興

- 方向性1 芸術文化に触れる機会の充実
- 方向性2 芸術文化活動の推進
- 方向性3 スポーツへの参加機会の充実
- 方向性4 ライフステージに応じたスポーツの推進

施策6-③ 歴史への理解と継承

- 方向性1 歴史の継承と文化財の保存
- 方向性2 文化財の活用の推進



7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

狛江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であり、市民の憩いの場として未来へ引き継ぐことが大切です。また、気候変動の将来予測による適応の考え方等、新たな視点も取り入れつつ、環境課題の解決に向けた対策に取り組んでいくことも大切です。

そのため、この貴重な「水と緑」の保全や緑化の推進に対して、市民、団体、事業者、関係機関、行政が連携・協働して取り組むとともに、そこに生息する多種多様な生物の保全を行う等、「自然を大切に作るまち」を目指します。また、低炭素社会の形成やごみの減量化、資源化を推進する取組等を引き続き実施していくとともに、環境に対する意識の向上を図っていきます。

また、快適で安全な道路の整備や交通環境の向上等の都市基盤の整備に努め、「狛江に住み続けたい」と思ってもらえるような良好な居住環境や美しい街並みの創出を図ることが大切です。

そのため、歩行者、自転車、自動車が共に安全かつ効率的に通行できる幹線道路や生活道路の体系的な整備を推進するとともに、適切かつ計画的な土地利用の誘導、とりわけ地域の特性を活かした調和のとれた街並みと駅周辺を中心とした拠点空間の形成を図ることで、「快適に暮らせるまち」を目指します。さらに、近年増加傾向にある空家等の適切な管理や利活用の促進にも努めていきます。

施策7-① 水と緑の快適空間づくり

- 方向性1 緑の保全・創出
- 方向性2 水環境の保全・再生
- 方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理
- 方向性4 多種多様な生きものとの共存

施策7-② 都市環境の確保

- 方向性1 脱炭素社会の推進
- 方向性2 気候変動の影響への適応
- 方向性3 公害防止対策等の推進
- 方向性4 美化活動の推進

施策7-③ 循環型社会の推進

- 方向性1 ごみの減量化の推進
- 方向性2 ごみの資源化の推進
- 方向性3 環境への配慮
- 方向性4 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理

施策7-④ 下水道機能の維持・向上

- 方向性1 下水道施設の維持管理
- 方向性2 治水対策の推進
- 方向性3 健全な事業運営

施策7-⑤ 市街地整備の推進

- 方向性1 地域拠点の機能強化
- 方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
- 方向性3 市民参加・市民協働のまちづくり
- 方向性4 快適な住環境の創出

施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

- 方向性1 都市計画道路等の計画的な整備
- 方向性2 道路・橋梁の適切な管理・長寿命化
- 方向性3 交通事故の抑制
- 方向性4 自転車利用の推進



8 持続可能な自治体経営

これからの自治体には、少子高齢化に伴う人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、行政サービスを低下させることなく提供し続けていくためには、公共施設マネジメントの考え方等、計画的な財政運営とともに、社会情勢の変化に柔軟に対応することができる組織づくりや人財育成が大切です。

そのため、将来を見据えた長期的かつ戦略的な視点を持ちながら各種計画や方針を定めていきます。その上で、公民連携や他自治体等との連携を推進するほか、適切かつ分かりやすい行政評価等により常に現状と課題を振り返ることで、効率的かつ効果的に施策・事務事業を実施していきます。また、長期的な財政見通しを持ちつつ、様々な工夫を凝らしながら財政基盤の強化に努めるとともに、情報通信技術 (ICT) や人工知能 (AI) 等の技術革新にも目を向けながら、「**持続可能な自治体経営**」を目指します。

人財育成については、狛江への愛着と誇りや高い倫理観・規範性を持ち、時代の変化に対応できる経営感覚を持った職員を育てるとともに、その職員一人ひとりが能力・やる気を十分に活かせる組織づくりやコンプライアンス機能の強化を図ることで、市民に信頼される市役所づくりを進めていきます。

また、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、部署間の連携を強化し、市民に親しまれる市役所づくりを進めていきます。

施策 8-① 質の高い行政運営の推進

- 方向性 1 経営的な視点による行政運営
- 方向性 2 事務の簡素化・効率化
- 方向性 3 公共施設等マネジメントの推進

施策 8-② 持続可能な財政運営の推進

- 方向性 1 財政規律の維持
- 方向性 2 経営的な視点による財政運営

施策 8-③ 組織づくり・人財育成の推進

- 方向性 1 未来の狛江を創っていく市役所づくり
- 方向性 2 誰もが安心して働き続けられる職場づくり
- 方向性 3 誰もが活躍できる職場づくり



令和 2 年 3 月発行

登録番号 (刊行物番号) H31-64

発行	狛江市
編集	企画財政部政策室 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 電話 03(3430)1111
印刷	株式会社アライ印刷
頒布価格	無償